

2011年4月14日

脳・心臓疾患等労災認定基準 改定要請書

厚生労働大臣 細川 律夫 殿

現行の脳・心臓疾患等労災認定基準（2001年12月12日付基発1063号）が制定されて今年で10年を経過しようとしています。同認定基準制定の翌年度である2002年度の請求件数は819件であり、認定件数（支給件数）は317件となり、その後2008年度までの間は毎年度900件前後となり、認定件数は、2003年度314件、2004年度294件、2005年度330件、2006年度355件、2007年度392件、2008年度377件と推移してきました。

しかし、2009年度は、請求件数は767件と減り、また認定件数も、293件と大きく減りました。

しかも、2009年度の293件の認定件数のうち、「異常な出来事への遭遇」または「短期間の過重業務」により認定されたものは13件であり、残りの280件が「長期間の過重業務」として認定されたものであり、この内、1か月平均の時間外労働時間数別にみると、80時間以上が262件、60時間以上80時間未満が17件、45時間未満が1件となっています。この事実によれば、現行認定基準は、労働時間の長さが、業務の過重性評価の「最も重要な要因」であるとし、しかも、発症前1か月間の時間外労働時間数が100時間以上もしくは発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たり80時間を超える時間外労働が認められれば「業務上」と認定するが、そうでなければ業務外と認定する基準としてしか機能していないというべきです。

しかし、現代日本の労働者は、発症前1か月間の時間外労働時間数が100時間以上もしくは発症前2か月間ないし6か月間にわたって1か月当たり80時間を超える時間外労働に従事していた場合にだけ過労死しているわけではありません。

それ以下の時間外労働に従事している場合であっても、過密、不規則、反生理的、パワハラ、セクハラ等による質的に過重な労働に従事していて過労死している労働者は沢山おり、私たちが改訂要求で指摘した行政裁判で救済された事例は、枚挙のいとまもない程多数あります。特に三権分立のわが国において、最高裁判決や高裁判決等で確定した事案と類似する案件は、当然のこととして脳・心臓疾患の認定基準に反映されるべきです。

そこで、私たちは、働くもののいのちと健康を守る立場から、脳・心臓

疾患等の現行労災認定基準を、下記のとおり改定するよう強く要請致します。

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4
平和と労働センター・全労連会館 6階
働くもののいのちと健康を守る全国センター
理事長 福地保馬

記

第1 現行認定基準の第1の「基本的な考え方」を下記の通りに改定すること

労働者の過労性脳・心臓疾患もしくはその既存疾患は、医学上、加齢等の属性と発症の基礎となる血管病変等の基礎的病態（以下「基礎的病態」という）の個体的要因に生活要因、業務上の要因が相加・相乗に作用して発症し、もしくは増悪するとされている。

そこで、本認定基準は、この発生機序を前提にして、医学経験則ではなく、一般経験則上、業務による「過重負荷」（脳・心臓疾患の発症の基礎となる基礎的病態をその自然経過を超えて増悪させ得る負荷）が加わることによって血管病変等がその自然経過を超えて増悪し、脳・心臓疾患が発症し、もしくはその既存疾患を増悪させたと認められる脳・心臓疾患は、その発症もしくは増悪と業務との間に相当因果関係が認められるとして、「業務上」の疾病として取り扱うものである。

業務による過重負荷が加わることによって基礎的病態がその自然経過を著しく超えて増悪して発症した場合に限り、業務が相対的に有力な原因であるとして「業務上」疾病と取り扱うとしてきた従前の考え方は改める。

このような脳・心臓疾患は、その発症もしくは増悪の直前から数日までの間及び発症もしくは増悪に近接した時期のみならず、発症もしくは増悪前長期間にわたる蓄積疲労による過重負荷が認められる場合についても、発症もしくは増悪と業務との間に相当因果関係が認められるものとする。

また、脳・心臓疾患発症後、業務のために適切な治療を受けることができず、症状を増悪させまたはその増悪により死亡した場合についても、その症状の増悪と発症後に従事した業務との間に相当因果関係が認められるものとし、「業務上」の疾病として取り扱うものである。

この認定につき、その発症もしくは増悪の原因となる「過重負荷」の有無をいかなる基準により行うかが重要であるが、被災労働者とその遺家族の人間に値する生活を満たすための最低限度の法定補償を迅

速・公平に行うとの労災補償制度の制度目的に照らし、同僚労働者もしくは同種労働者を基準とするとの従前の考え方を改め、当該労働者の置かれた立場や状況を十分に斟酌して当該労働者を基準にして適正に評価するものとする（当該労働者を基準にする「本人基準」による最高裁判決等は次のようにたくさんある。すなわち、最高裁町田高校事件96.1.23判決、最高裁瑞鳳小学校事件96.3.5判決、最高裁東京海上横浜支店事件2000.7.17判決、最高裁内之浦町教委事件2006.3.6判決および福岡高裁同事件2007.12.26判決、名古屋高裁マツヤデンキ障害者事件2010.4.30判決など、いずれも被災労働者本人を基準としているものである）。

そして、発症もしくは増悪に近接した時期及び発症もしくは増悪前長期間にわたる場合において「過重負荷」が認められるか否かについては、労働時間による業務の量的過重性が最も重要な要因であるとしていた従前の考え方を改め、業務の量的過重性と質的過重性の両面から、どちらが重要な要因かではなく、どちらの要因も等しく重要な要因であるとの観点から総合的に判断するものとする。

第2 現行認定基準第2の「対象疾病」を下記のとおりに改定すること

本認定基準は、従前の対象疾病を拡大し、主として次に掲げる脳・心臓疾患等及びストレス性疾患を対象疾病とするが、これらの疾病に限定せず、これらの疾病に準ずる疾病も対象疾病とする（傍線部分追加）。

- 1 脳血管疾患 (1)脳内出血 (2)くも膜下出血 (3)脳梗塞（脳血栓症、脳塞栓症、ラクナ梗塞） (4)高血圧性脳症
- 2 虚血性心疾患等 (1)心筋梗塞 (2)狭心症 (3)重症不整脈（心停止、心室細動等） (4)心臓性突然死 (5)肺塞栓症 (6)大動脈瘤破裂（解離を含む）
- 3 ストレス性疾患
 - (1) 気管支喘息（札幌高裁2009.1.30自動車学校教官事件判決及び東京高裁2003.9.30新太平洋建設事件判決、名古屋高裁2002.4.2住友電設事件判決参照）
 - (2)肺炎（大阪高裁2000.11.21森永製菓塚口工場事件参照）
 - (3)十二指腸潰瘍（最高裁2004.9.7ゴールドリングジャパン事件判決参照）

第3 現行認定基準第3の「認定要件」を下記のとおりに改定すること

「次の(1)又は(2)に該当する対象疾病は、労働基準法施行規則第35条別表第1の2の第9号もしくは第12号に該当する疾病として取り扱う。

(1) 下記①、②又は③の要件を満たす「過重負荷」の認められる業務（過重業務）に従事していて対象疾病を発症しもしくは増悪させた場合

① 発症もしくは増悪直前から数日間において、過重負荷の認められる出来事に遭遇する過重業務に従事していたこと

② 発症もしくは増悪前に近接した時期（おおむね1週間から1か月）において、過重負荷の認められる過重業務に従事していたこと。

③ 発症もしくは増悪前に、長期間（2か月ないし6か月間）にわたり蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務に従事していたこと。

(2) 対象疾病発症後、業務のため適切な治療を受けることができず症状を増悪させた場合もしくは症状を増悪させ死亡した場合。

第4 現行認定基準の「過重負荷」の運用基準を下記のとおり 改定すること

「過重負荷」とは、一般経験則に照らして、当該被災者にとって、対象疾病の発症もしくは増悪の基礎となる基礎的病態をその自然経過を超えて増悪させ得る負荷をいう。

従前は、『過重負荷』とは、医学経験則に照らして、脳心臓疾患等の発症との基礎となる血管病変等をその自然経過を超えて、著しく増悪させ得ることが、当該被災者本人ではなく、当該被災者と同程度の年齢、経験等を有し、基礎疾患を有していても日常業務を支障なく遂行できる者を基準にして、客観的に認められる負荷をいうとしていたが、これを上記のように改める。

そして、①発症もしくは増悪直前から数日間（「発症等直前の時期」）、②発症もしくは増悪前に近接した時期「発症等近接時期」、及び③発症もしくは増悪前の長期間（「発症前長期間の時期」）に区分し、そのいずれの時期においても、「過重負荷」が認められる過重業務に従事し、対象疾病を発症もしくは増悪させた場合には、業務との相当因果関係が認めるとして、認定要件としたものである。

第5 「発症等直前の時期」の認定要件の運用基準を下記のとおり 改定すること

1 過重負荷の認められる出来事について

過重負荷の認められる出来事について、従前は下記①ないし③と
していたが、下記④を追加し、そのいずれかに該当する出来事をい
うものとする。

- ① 極度の緊張、興奮、恐怖、驚がく等の強度の精神的負荷を引き
起こす突発的又は予測困難な異常な出来事
- ② 緊急に強度の身体的負荷の強いられる突発的又は予測困難な異
常な事態
- ③ 急激で著しい環境の変化
- ④ 急激な血圧変動や血管収縮等によって基礎的病態をその自然経
過を超えて急激に増悪せるおそれのある出来事

2 評価期間

「発症等直前の時期」とは、発症直前から数日間とする。

従前は、発症直前の時期につき、発症直前から前日としていたが、
過重負荷の認められる出来事と発症もしくは増悪との関連性は、
過重負荷を受けてから数日間の間に症状が出現すると考えられる
ので、発症もしくは増悪直前から数日間を評価期間と改める。

3 過重負荷の認められる出来事に遭遇する過重業務に従事していた か否かの判断基準

過重負荷の認められる出来事に遭遇する過重業務に従事していた
と認められるか否かの判断は、従前は、(ア)通常の業務遂行過程に
おいては遭遇することがまれな事故または災害等で、その程度が甚
大であったか、(イ)気温の上昇又は低下等の作業環境の変化が急激で
著しいものであったか等について検討するとしていたが、この他に
(ウ)急激な血圧変動や血管収縮等によって基礎的病態をその自然経過
を超えて急激に増悪せるおそれのある出来事を追加し、これらの出
来事による身体的、精神的負荷が当該労働者にとって発症もしくは
増悪の原因となり得る負荷と認められるかどうかを総合的に判断す
ることと改める。

4 過重負荷の認められる出来事に遭遇する過重業務に従事していた と認定すべき場合

下記の場合に準ずる場合は、過重負荷の認められる出来事に遭遇
する過重業務に従事していたと判断し、上記第3の認定要件(1)の①
を満たすものとし「業務上」疾病と取り扱うこと。

- ① 健康診断において高血圧は認められたが心臓疾患の病歴はなく、
日ごろスポーツにさほど親しんでいなかった被災者が、午後5時
までの通常勤務を終えた後、準備運動を経ることなく午後6時1
0分から業務として行ったソフトボールの試合に捕手として参加
し、6回裏に内野安打で1塁に出塁し、次打者の2塁ゴロで2塁

に進み、打者の3塁ゴロを3塁手が1塁に悪送球する間に、2塁から本塁に一気に走って生還する等したところ、試合後に顔面蒼白となって気分が悪いと訴え、うなり声をあげ、手が引きつる等の症状を示したので、病院に搬送して入院させたが、急性心筋梗塞で死亡した事件で、ソフトボールの試合が原因の場合（最高裁1994.5.16倉敷市役所事件判決参照）

- ② 発症2日前の日に、金車及びこれと一体をなすフック等が荷である電柱と共に地上約3メートルの高さから同人の近くに落下し、その結果、逃避行動をとったが、保安帽が脱げ落ち、軽度の顔面を負傷するという相当に強い恐怖、驚がくをもたらず突発的な出来事に遭遇した電気工が、頭痛や食欲不振といった身体的不調の中、翌日も、翌々日も木製電柱のコンクリート電柱への立替等の通常の作業に従事し、厳冬期の発症日の午後4時過ぎ頃、電柱上の約10メートル付近で電気供給等の作業中に脳血管疾患（脳内出血ないしくも膜下出血）を発症して死亡した場合（最高裁1997.4.25四戸電気工事店事件判決参照）
- ③ 健康診断でも格別の指摘をうけたことのない24時間隔日勤務の32歳の更埴市消防署員が、24時間勤務が終わり午前8時25分頃勤務交替をした。しかし、続けて非番日（時間外労働）にもかかわらず午前8時55分頃から、同僚の救助技術関東大会出場の訓練指導中一人でランニング開始し9時30分頃、急性心停止を発症し死亡した場合（長野地裁1997.9.26更埴市消防職員事件判決参照）
- ④ 札幌通運桑園支店で車両班長、既往症の全くない被災労働者が、発症当日、はじめて従事したJRの500kgと600kgのレール12本を体格の異なる同僚と移動作業中、多数の異質の動作が連鎖的に組み合わせられ、全般的に肉体的のみならず精神的、心理的にも極度の緊張を強いられる危険性の高い作業で12本目に脳出血を発症し死亡した場合（札幌高裁1998.9.18札幌通運事件判決参照）
- ⑤ 基礎疾患として高血圧症（最高162/110程度）を有するダンプトラック運転手が、1.7倍の過積載で運搬中、割り込んできた乗用車を避けようとして道路脇の縁石に接触する交通事故に遭遇、視床出血から脳出血を発症した場合（大阪高裁2000.6.2大龍産業事件判決参照）
- ⑥ 高血圧症（160/100程）で降圧剤服用していた54歳の季節雇用作業員の富良野農協職員が、1992.5.23午前8時50分頃、突然の激しい雨と雷鳴からトラクターの轍をたどって逃避したが、トラクターの轍は雨で滑り易くぬかっており、さらに上がりの勾配であった為約100メートル離れた納屋まで走った時、心筋梗塞を起こし心室細動で死亡した場合（札幌高裁2001.9.28富良野農協事件判決参照）

- ⑦ 住友生命営業職員がハイク事故で右脛骨々幹骨折により入院中にノルマを果たすため営業活動をせざるを得ず、12月30日午後2時頃から午後8時30分頃まで、カレンダー配布で妻の運転する乗用車に乗り、40件以上松葉杖を使って歩き、心筋梗塞を発症して死亡した場合(広島高裁岡山支部2003.12.4住友生命営業職員事件判決参照)
- ⑧ 冠動脈硬化症の基礎疾患を有しており、狭心症や心筋梗塞の発作を起こし、労作性狭心症と陳旧性心筋梗塞の治療をしていたが、医師から業務制限を受けることなく運送会社の運転手として勤務していた被災者が、発症当日、乳製品64ケース(1ケース約5.3キロ、総重量403キロ)の運搬を命ぜられ、午前11時半前に出勤して積み荷を4トン冷凍冷蔵車に積載し、この車輛を約3時間運転して約80キロ走行して納品する流通センターに到着し、同センターの冷蔵倉庫に納品するため、外気温より約20度前後も低い車輛のコンテナに入って積み荷の積み替え作業を開始していたところ急性心不全を発症して死亡した場合(東京高裁2004.12.16東京港運送事件判決参照)
- ⑨ 陳旧性心筋梗塞の既存疾患があり、重労働や過労には耐えられないが日常の事務に従事することは差し支えないとの診断を受けていた被災者が、バレーボール大会の運営、司会進行担当の業務で同大会に参加していたが、第2セットの途中でケガ人がで、交替要員がいなかったことから、約20分間前衛のポジションで試合に出場し、ラリーの応酬の続く接戦で、ブロックをし、時折スパイクを打つなどして活発に動いたところ、この第2セット終了直後に、突如として呼吸困難になり、急性心筋梗塞で死亡した場合(最高裁2006.3.3内之浦町教委事件判決参照)
- ⑩ 大動脈弁閉鎖不全、僧帽弁狭窄症、不整脈持続等の疾患があったが通常勤務に従事することが認められていた被災者は、死亡前1週間の勤務が、死亡直前の2日間は休業、2日間は午前中の勤務、3日間は午後4時30分の終了時刻以後も勤務していたが、その残業時間が計1時間30分にすぎなかったところ、死亡当日、午前9時30分から終日、気温31度の中、港に接岸していた貨物船に舳から鋼材を積み込む際の玉掛け作業に従事し、午後5時から30分休憩した後、同作業を継続して午後7時40分頃作業終了後倒れ、医療機関に搬送されたが致死性不整脈で死亡した作業環境が厳しかった場合(大阪高裁2006.9.28藤原運輸港湾作業事件判決参照)
- ⑪ 顔料、化粧品基材等を製造する会社の工場の技術部製造課長であり、危険物保安監督者に任命され、消防関係の責任者とされてお

り、軽症ないし中等症の高血圧であった被災者が、発症当日の9月16日の朝、当日午前11時に査察を実施すると、の事前連絡を受け、指定数量超過分を倉庫外に搬出して消防署の査察に対応するため、気温の暑い午前10時頃から約30分間、倉庫内から危険物の1斗缶（1缶約38キロ）を両手で各1缶ずつ持ち上げて、指定数量を超過していた約72缶の内その3分の2の48缶を、倉庫入り口においてあるパレットの位置まで約4メートルの距離を搬出し、これらを持ち上げてパレットの上に積み上げる重量物運搬作業を行い、同僚がそのパレットをトラックに積み込んで移動させて同作業を終了し、汗をたくさんかいた状態で事務所に帰り、ペットボトルから水を飲んだ直後に顔面蒼白となり、手足を震わせ、身体の硬直等の症状が表れ、救急車で病院に搬送したが、急性心筋梗塞で死亡した場合（東京高裁2007.9.20日本光研工業事件判決参照）

第6 「発症等に近接した時期」の認定要件の運用基準を、下記のとおり改定すること

- 1 過重負荷の認められる発症等前に近接した時期の過重業務について、過重負荷の認められる過重業務とは、一般経験則に照らして、当該被災者にとって、対象疾病の基礎的病態を自然経過を超えて増悪させ得る過重な精神的、肉体的負荷が認められる業務（通常の所定時間内の日常業務を含む）をいう。

従前は、日常業務に比較して特に過重な精神的、身体的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務を『特に過重な業務』とし、この『特に過重な業務』が認められる場合に限定して『業務上』疾病として取り扱うとしていたが、日常業務それ自体が『過重負荷』の認められる場合も存在し、日常業務に就労することにより受ける負荷は対象疾病の基礎的病態の自然経過の範囲にとどまるとはいえないので、これを上記のとおり改める。

2 評価期間

発症等に近接した時期とは、おおむね1週間から1か月をいう。

従前は、発症前おおむね1週間としていたが、長期間にわたり蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務の対象期間を、発症もしくは増悪前おおむね1週間から1か月とするのが相当であると考えられるので、上記のとおり改める。

- 3 発症等に近接した時期において過重負荷の認められる過重業務に従事していたか否かの判断基準

過重負荷の認められる過重業務に従事していたか否かの判断は、

労働時間による業務の量的過重性だけでなく、次に掲げる②以下の業務従事による質的過重性の評価を前提に、業務の量的過重性と質的過重性のどちらが重要な要因かの観点ではなく、両要因は等しく重要な要因であるとの観点から、両要因を総合的に評価して業務の過重性を判断するものとする。

- ① 労働時間（業務量の量的過重性を判断する要因であるから、労働時間の長さについては十分に考慮すること）
- ② 不規則な勤務（予定された業務のスケジュールの変更の頻度・程度、事前の通知状況、予測の度合い、業務内容の変更の程度等は、この業務の質的過重性をさらに付加するものであること）
- ③ 拘束時間の長い勤務（拘束時間数、実労働時間数、労働密度〔実作業時間と手待時間との割合等〕、業務内容・休憩・仮眠時間数、休憩・仮眠施設の状況〔広さ、空調、騒音等〕等は、この業務の質的過重性をさらに付加するものであること）
- ④ 出張の多い業務（出張中の業務内容、出張〔特に時差のある海外出張〕の頻度、交通手段、移動時間及び移動時間中の状況、宿泊の有無、宿泊施設の状況、出張中における睡眠を含む休憩・休息の状況、出張による疲労の回復状況等は、この業務の質的過重性をさらに付加するものであること）
- ⑤ 交替制勤務・深夜勤務（勤務シフトの変更の度合い、勤務と次の勤務までの時間、交替制勤務における深夜時間帯の頻度等は、その業務の質的過重性をさらに付加するものであること）
- ⑥ 作業環境（a）温度環境（b）騒音（c）時差
- ⑦ 精神的緊張を伴う業務（別紙の「精神的緊張を伴う業務」に掲げられている具体的業務、特に著しいと認められる場合はその業務の質的過重性をさらに付加する業務であること。別紙「精神的緊張を伴う業務」添付）
- ⑧ パワハラ・セクハラなどのハラスメントを受けた。

4 業務の量的過重性のみで発症もしくは増悪前に近接した時期において過重負荷の認められる過重業務に従事していたと判断すべき場合

被災者が、次のいずれかの期間に、時間外労働（休日出勤を含む）に従事し、次に掲げる長時間労働の業務に従事していた場合には、業務の質的過重性を考慮するまでもなく、過重負荷の認められる過重業務に従事していたと判断し、上記第3の認定要件(1)

の②を満たすものとし、「業務上」疾病と取り扱うこと。

従前は、発症前1か月間に、概ね100時間を超える時間外労働が認められる場合にのみ業務との関連性が強いと評価していたが、発症もしくは増悪に近接した下記の期間に、下記長時間労働の業務に従事した場合は、業務との関連性が強いと評価されるので、上記のとおり改める。

- ① 発症もしくは増悪前概ね1週間の期間に65時間を超える長時間労働の業務（週25時間の時間外労働を含む）に従事していた場合
- ② 発症もしくは増悪前概ね1～3週間の期間に1週平均60時間を超える長時間労働の業務（1週平均20時間を超える長時間の時間外労働のある業務）に従事していた場合
- ③ 発症もしくは増悪前概ね1か月の期間、1か月70時間を超える長時間の時間外労働のある業務に従事していた場合
- ④ 発症もしくは増悪前、概ね1か月の間に、深夜時間帯（22時から翌朝5時）を含む勤務において、下記いずれかの業務に従事していた場合
 - (ア) 勤務日の3分の1以上概ね2時間以上の仮眠時間が確保されていない業務
 - (イ) 数回にわたり深夜勤務明け日に引き続き就労した長時間労働の業務
 - (ウ) 連続3夜を超える長時間労働の業務

5 下記の場合に準ずる業務に従事していた場合は、過重負荷の認められる出来事に遭遇する過重業務に従事していたと判断し、上記第3の認定要件(1)の②を満たすものとし「業務上」疾病と取り扱うこと。

- ① 県立高校の49歳独身女性の衛生看護科教諭で、健康診断でもまったく異常なく酒・たばこもない被災者が、直前4週間前には週16時間、3週間前には週16時間30分、2週間前には週19時間、1週間前には週18時間と推移し、4週間の合計は69時間30分にのぼる時間外労働で、もやもや病から脳内出血を発症し後遺障害状態となった場合(名古屋高裁2000.9.18県立高校教諭事件判決参照)
- ② 5回の狭心症発作を起こしたレッカー車の運転手が、復職後、特に直前2週間の業務で週平均61時間50分の長時間労働、及び発症当日、29.5度の輻射熱がレッカー車の鉄板反射暴露で影響し、心筋梗塞で死亡した場合(福岡高裁2000.9.27伊賀荷役事件判決参照)
- ③ 新婚の32歳の新聞・雑誌の仕分け等を含む委託販売会社員が、

発症直前3週間は4/8から相模原営業所に勤務しながら平塚営業所を兼務し週75時間50分の長時間労働、4/15から平塚勤務となり6回の朝刊業務を含む週67時間50分の長時間労働、4/22から3日連続の朝刊業務を含む週61時間の長時間労働でWPW症候群の心停止から無酸素脳症となった場合(東京高裁2001. 12. 20東都春陽堂事件判決参照)

- ④ 36歳の小学校教諭の業務は、高学年を担当し要配慮児童が39名中27名を占め、そのうち4名は特に指導上問題のある児童であって、同僚と比較しても著しく過重で、発症直前2週間には週26時間45分の時間外労働、発症直前1週間には週31時間20分の時間外労働があり、この過重な公務で心原性脳塞栓症を発症し死亡した場合(大阪高裁2004. 1. 30新金岡小学校事件判決参照)
- ⑤ ヤマト運輸岡山在勤中に発作性心房細動を起こし投薬治療を受けていた被災者が、子会社の千代田梱包に出向し、発症6か月前からその時間外労働が約36.5時間、38時間、54.5時間、41.5時間、57.5時間、発症直前1か月には77.5時間と徐々に増加し、このような時間外労働に加え、上司部長が一月に2回以上、執拗に、かつ数回は2時間を超えて被災労働者を起立させたまま叱責していることによるパワハラがあった。そして直前の徹夜作業に伴うストレスを誘因として心房細動およびそれによる脳梗塞を発症した場合(東京高裁2008. 11. 18千代田梱包事件判決参照)

6 業務の質的過重性のみで発症もしくは増悪前に近接した時期において過重負荷の認められる過重業務に従事していたと判断すべき場合

被災者が、次のいずれかに準ずる業務に従事していた場合には、業務の量的過重性を考慮するまでもなく、過重負荷の認められる過重業務に従事していたと判断し、上記第3の認定要件(1)の②を満たすものとし、「業務上」疾病と取り扱うこと

- ① 死に至らしめるほど重篤でない冠状動脈硬化症に起因する心肥大の基礎的病態を有していた被災者が、6月30日から7月7日までの間、休日1日を除く1週間、建築中の建物1階部分を作業現場として、3ないし10メートル離れた場所から1袋40キロのセメント袋を運び、両手で持ち上げて必要量をミキサーに入れ、水と砂を配合して練りあげてモルタルを作り、これを1階から屋上まで塗り方の作業場所まで運搬する練り方の左官の業務に反復して従事し、残業は一切なかった被災者が、真夏に近い高気温の下で、7月1日午後11

時55分頃、仰向けに倒れているのを発見され、病院に搬送されたが、「心停止」で死亡した場合（東京高裁1991.2.4渡辺工業事件判決参照）

- ② 高品質の特殊樹脂を用いた新製品の開発及び企画の業務に従事し、高血圧症に罹患して治療中であった48歳の被災者が、発症して死亡する前13日間連続して、鹿児島、宇都宮、福山、大分、台湾への国内外の出張業務を含む業務に従事し、急性心筋梗塞を発症して死亡した場合（東京高裁2002.3.26三井東圧化学事件判決参照）

第7 現行認定基準の「長期間にわたる時期」の認定要件の運用基準を下記のとおり改定すること

1 長期間にわたり蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務について

長期間にわたり蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務とは、一般経験則に照らして、当該被災者にとって、対象疾病の基礎的病態を、自然経過を超えて増悪させ得る過重な精神的、肉体的負荷が長期間認められ、疲労を蓄積させる業務（通常の所定時間内の日常業務を含む）をいう。

従前の運用基準は、恒常的な長時間労働等の負荷が長期間にわたって作用した場合には、「疲労の蓄積」が生じ、これが血管病変等とその自然経過を超えて著しく増悪させ、その結果、脳・心臓疾患を発症させることがあるとの理由から、日常業務に比較して特に過重な精神的、身体的負荷を生じさせたと客観的に認められる業務を「特に過重な業務」とし、発症時における疲労の蓄積がどの程度であったかの観点から、『著しい疲労の蓄積をもたらす特に過重な業務』に従事していたと認められる場合に限定して『業務上』疾病として取り扱うとしていたが、日常業務それ自体が疲労の蓄積をもたらす過重負荷と認められる場合も存在し、日常業務に就労することにより受ける負荷は対象疾病の基礎的病態の自然経過の範囲にとどまるとはいえないので、これを上記のとおり改める。

2 評価期間

発症もしくは増悪前長期間とは、概ね発症もしくは増悪前2か月ないし6か月間をいう。

3 長期間にわたり蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務に従事していたか否かの判断基準

長期間にわたり蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重

業務に従事していたか否かの判断は、上記第6の3と同様、労働時間による業務の量的過重性だけではなく、第6の3の②以下の業務の質的過重性の両面から、どちらが重要な要因かの観点ではなく、両要因は等しく重要な要因であるとの観点から総合的に評価して判断するものとする。

4 業務の量的過重性のみで発症もしくは増悪前長期間において蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務に従事していたと判断すべき場合

被災者が、次のいずれかの期間に、下記の時間外労働（休日出勤を含む）に従事して次に掲げる長時間労働の業務に従事していた場合には、業務の質的過重性を考慮するまでもなく、長期間にわたり蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務に従事していたと判断し、上記第3の認定要件(1)の③を満たすものとし、『業務上』疾病と取り扱うこと。

- ① 発症もしくは増悪前概ね2か月間の期間、1か月平均60時間を超える時間外労働〔休日出勤を含む〕のある業務に従事していた場合
- ② 発症もしくは増悪前概ね3か月ないし6か月の期間、1か月平均50時間を超える時間外労働〔休日出勤を含む〕のある業務に従事していた場合
- ③ 発症もしくは増悪前、概ね3か月を超える期間の対外折衝等で精神的緊張を伴うと認められる業務及び制度の設計・改廃、大型プロジェクトの企画・運営、組織の改廃等の困難を伴うと認められる業務
- ④ 発症前概ね2か月から6か月を超える期間の自動車運転者の業務で、下記いずれかの改善基準（2000・1・1付労働省告示9号）の拘束時間及び延長時間制限を超える業務
 - (ア) 勤務終了後継続20時間以上の休息期間が1か月当たり勤務日の3分の1以上確保されていない業務
 - (イ) 最大拘束時間の16時間を超える勤務が1か月当たり勤務日の3分の1以上ある業務
 - (ウ) 1日の勤務が拘束18時間を超えた場合に夜間4時間以上の仮眠時間が確保されていない業務
 - (エ) 勤務終了後継続8時間以上の休息期間が勤務日の3分の1以上確保されていない業務

5 業務の量的過重性及び業務の質的過重性の両要因を総合的に評価して、発症もしくは増悪前長期間において蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務に従事していたと判断すべき場合

被災者が、次のいずれかの業務に準ずる業務に長期間従事していた場合には、業務の量的過重性及び業務の質的過重性の両要因を総合的に評価して、長期間にわたる蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務に従事していたと判断し、上記第3の認定要件(1)の③を満たすものとし、「業務上」疾病と取り扱うこと。

- ① 県立吉田高校の英語教師で、進学希望者と就職希望者のいるクラスを担当したが、問題を起こす生徒が続出し処分者7名、問題行動3名など家庭訪問は40回にもおよんだ。また、英語科行事ではイングリッシュキャンプの準備と教材の準備に追われた。発症直前3か月前から毎日2時間を超える残業、発症直前11日間には一日平均3.7時間の時間外労働を行い、その精神的ストレスで脳出血を発症し死亡した場合(東京高裁1997. 10. 14県立吉田高校教諭事件判決参照)
- ② 市立中学校の生徒指導主事、荒れた中学校で不規則な勤務形態が恒常化、発症直前10か月の月平均時間外労働が34時間、直前5か月の月平均時間外労働が54時間、年次休暇もなく休日出勤を返上して生徒指導で心筋梗塞を発症し死亡した場合(名古屋高裁1998. 10. 8市立中学校教員事件参照)
- ③ 重篤な高血圧症(160/100以上)など基礎疾患のある倉敷市下水道局係長が、5年8か月間の下水道局で、日常的な超過勤務状態とりわけ深夜や休日におよぶ現地での説明会、補償折衝、苦情処理等の対外的折衝調整業務等、精神的にも緊張を伴う業務に従事し、直前3か月は月平均53.7時間の時間外労働で急性心筋梗塞を発症し死亡した場合(広島高裁岡山支部1998. 12. 22倉敷市下水道局事件判決参照)
- ④ 保険会社の支店長付運転手として、支店長の出退勤、支社等の巡回、客先回り、料亭やゴルフ場での接待等の送迎等の業務に従事してくも膜下出血を発症した被災者が、その業務の性質からして精神的緊張の伴うものであった上、支店長の都合に合わせて行われる不規則なものであり、その時間は早朝から深夜に及ぶ場合があつて拘束時間が極めて長く、待機時間の存在を考慮してもその密度は低くはなく、発症前6か月間、所定の休日は全部確保されていたが、1日の平均時間外労働時間が7時間を上回る非常に長いものであり、1日の走行距離も長かったと認められる場合(最高裁2000. 7. 17東京海上横浜支店事件判決参照)
- ⑤ アジア海測の42歳の主任技師、海洋調査等のため現地測量調査、

被災者には高血圧の遺伝的素因、喫煙、飲酒があるものの、特に過重業務による疲労と、過食で半年に10kgも太り、その増加は業務量の増加と一致する、直前1週間の松江出張、特に最終日のアカハゲ山での作業は時間が15分と短いとはいえ、肉体的に著しい負担を与え、致死的不整脈を発症し死亡した場合(横浜地裁2001.2.8アジア海測事件判決参照)

- ⑥ 48歳の三菱重工船舶海洋研究推進室長で年末年始休暇後、テニス受講中発症。室長の業務は、研究業務の統括管理、次長への報告と競技、研究室人事、勤労安全衛生の管理、週報作成、会議出席、見学者案内、来客対応、次長特命事項、研究の立案・実行、予算管理、作業量の確保調整、社外の各種委員会対応など、責任の重いものであった。直前の月平均時間外労働が76時間を超える長時間労働と精神的ストレスなどで心筋梗塞発症後、重度障害になった場合(長崎地裁2004.3.2三菱重工長崎研究所事件判決参照)
- ⑦ 49歳のタクシー運転手、被災者には喫煙の習慣があった上、高血圧が認められ、高脂血症、糖尿病、狭心症の既往症があったが、相当長期間の業務に従事し、死亡直前1か月の拘束時間は、11日間も「改善基準」の21時間を超え、合計でも284時間と改善基準の262時間を超える拘束時間があった、しかも夜間や深夜に及ぶ上、交通事故を起こさないようにする等、常に緊張を強いられるものであった。発症日の1/6は過重労働と厳しい寒さで心筋梗塞を発症し死亡した場合。(広島高裁岡山支部2004.12.9東和タクシー事件判決参照)
- ⑧ 銀行の支店営業課長である被災者は、平成12年7月19日発症、同21日くも膜下出血で死亡したが、その業務につき、時間外労働時間が、発症前1か月間が17時間40分、同2か月が21時間10分、同3か月が56時間50分、同4か月が39時間50分、同5か月が50時間25分、同6か月が24時間40分であり、その上に、持ち帰り残業として発症3か月前の5月8日までは、毎日2時間の時間外労働が認められた。その業務が、融資課長から営業課長に配置替えとなり、通常業務の精神的緊張に加え、銀行の統合により、勘定系システムを統合した銀行のシステムに一本化する「システム統合」という全く経験したことのない事態に対応するための業務で、端末操作の派遣研修、自店研修、本部研修等の研修が実施され、システム統合それ事態及びその後の事態に対処するためのマニュアル等を習得するために持ち帰り残業

をし、システム統合後は、日常業務に加え、勘定系システムへの移行で、従前と全く異なるシステムに対応することを余儀なくされるという勤務に継続して従事し、くも膜下出血で死亡した場合（札幌高裁2008.2.28北洋銀行事件判決参照）

- ⑨ くも膜下出血を発症して死亡した循環器病センターに勤務していた看護師の被災者につき、発症前6か月間につき約38～65時間の時間外労働が認められ、その業務内容につき、入院患者の生活介助が高いため身体的負担が高かった上、不規則な夜間交替制により身体的、精神的に高い負荷を与えていたと認められ、発症前1か月間の勤務につき、4ないし5連続勤務の身体的負荷の大きいシフト勤務態勢の下で勤務し時間外労働の量のみならず質の面も見ると、慢性疲労とその蓄積、過度のストレスで認定の場合（大阪高裁2008.10.30国立循環器病センター事件参照）
- ⑩ 自動車学校の教務係長であった被災者が、気管支ぜんそくの既往症があるも、その時点ではわずかな誘因でも重積発作を起こす程に重症化していたとは認められず、発作直前6か月の時間外労働が、22時間、45時間50分、49時間20分、67時間、72時間、そして発症直前1か月は92時間の時間外労働が原因で、重積発作を発症し死亡した場合（札幌高裁2009.1.30自動車学校教官事件判決参照）

6 業務の質的過重性のみで発症もしくは増悪前長期間に渡り蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務に従事していたと判断される場合

被災者が、次のいずれかの業務に準ずる業務に長期間従事していた場合には、業務の量的過重性を考慮するまでもなく、長期間にわたる蓄積疲労をもたらす過重負荷の認められる過重業務に従事していた判断し、上記第3の認定要件(1)の③を満たすものとし、「業務上」疾病と取り扱うこと。

- ① 午後夜9時から翌朝午前6時までの拘束9時間、実働7時間45分、週1回休日のパン類の仕訳作業のオール夜勤務に従事し、勤務開始9か月後の健康診断で高血圧が記録され、その後高血圧症を増悪させ、約2年後に急性心筋梗塞で死亡した場合（東京高裁1979.07.9明治パン事件判決参照）
- ② 24時間隔日勤務で残業も休日出勤もゼロであった市消防職員が、仮眠中に火災出動命令により起こされ、消防車に乗り込んだ直後に全身痙攣状態となり、急性心筋梗塞を発症、まもなく急性心不全により死亡した場合（東京高裁2001.8.9群馬消防署

事件判決、最高裁2004.7.13同不受理参照)

- ③ 伊勢総合病院の43歳の看護婦が従事したICU及び救急病棟勤務は、発症前1か月間多い日でも一日1時間30分程度であったが、業務の質は肉体的、精神的負荷が強く緊張を強いられる業務で、夜間勤務は月10回から9回で、人事院判定に照らすと回数が多かった。発症直前1か月には月5回の深夜勤等の過重労働があり、発症前2週間からは明らかに過重な看護業務であった。被災者は患者介護中に呼吸を止めて力む、いわゆるバルサルバ手技を行ったところ発症、くも膜下出血により死亡した場合(名古屋高裁2002.4.25伊勢総合病院事件判決参照)
- ④ 電化興業の59歳のJR担当責任者、1か月半前52日間に及ぶ昼間勤務に続けて4時間におよぶ夜間勤務という不規則勤務で、断続的に短時間ずつの不規則な睡眠しかとれず、絶対的睡眠不足を生じ、この長期にわたる疲労の蓄積が、くも膜下出血を発症させ後遺障害を負った場合(東京地裁2003.4.30電化興業事件判決参照)
- ⑤ 1か月単位の変形労働時間制がとられ、頻繁なスケジュール変更があり、長距離を長時間かけて乗務する等拘束時間が長く、深夜、徹夜業務、時差への対応等から心身の負担が大きく、機内における保安業務やサービス業務などストレスにさらされやすい国際線の航空客室乗務員の被災者が、発症前6か月間に、毎月の乗務時間が75時間を超えて従事してもくも膜下出血を発症した場合(東京高裁2006.11.22日本航空事件判決参照)
- ⑥ 生産技術部に配属され、海外の生産拠点(現地法人)における技能認定等の業務を担当し、発症前約10か月間に、中国、フィリピン、アメリカ、チリ、インドネシアに合計183日間の過重な海外出張を行い、帰国翌日と翌々日は休日で長野県松本市の自宅で休養していたところ、東京出張を命じられて、帰国3日目から東京に出張し、ホテルに寝泊りして出張業務に従事していたところくも膜下出血を発症して死亡した場合(東京高裁2008.5.22セイコーエプソン事件判決参照)
- ⑦ 物流会社で高血圧、糖尿病、喫煙などなく既往症はない54歳の労働者が、夜勤交代制勤務(2組2交代で2時間の所定外労働を含んだ実質拘束12時間の連続勤務)、直前の休日が多かったが夜勤2人体制で休みがとれず、仮眠室、休憩室が不備など、恒常的な長時間労働と夜勤交代制勤務で心筋梗塞を

第8 業務のため治療機会を喪失して症状を増悪ないし死亡した場合につき、下記のとおり、業務上認定の道を開く改定を行うこと

- 1 対象疾病発症後、業務のため適切な治療を受けることができず症状を増悪させた場合もしくは症状を増悪させ死亡した場合、を「治療機会の喪失」として認定要件に含める。

このように、対象疾病発症後、引き続き業務に従事したために適切な治療機会を喪失して症状を増悪させた場合ないし症状を増悪させて死亡した場合も、「業務上」の疾病として取り扱うよう新たに第3の認定要件の(2)を設定したものである。

- 2 被災者が、対象疾病発症後、次のいずれかの業務に準ずる業務に従事して適切な治療を受けることができず、症状を増悪もしくは死亡した場合には、発症等後従事した業務と症状の増悪もしくは死亡とは相当因果関係があると判断し、上記第3の認定要件(2)を満たすものとし、「業務上」疾病と取り扱うこと。

- ① 深夜勤務を伴う長時間の不規則労働である長距離トラックの運転手で、本態性高血圧症に罹患していた被災者が、同僚と2人で三重県四日市市から熊本県天草まで200キロ入りドラム缶50本を11.5トントラック積載し、到着するまで途中10分ないし30分間の休憩4回と仮眠2回を挟んで22時間、約1000キロ乗務し、その間11時間35分運転業務に従事し、到着して重労働の荷卸し作業を約40分間行い、作業終了後休憩なしで同僚運転のトラックに同乗して積み荷をする鳥栖営業所に向かっていたところ、気分が悪くなるという脳出血の前駆症状を自覚したので、この段階で安静を保ち、医師の適切な措置を受けていれば脳出血に至らなかった可能性があったにもかかわらず、土地不案内の遠隔地走行中であり、コンビ乗務で同僚に迷惑をかけてはならないと我慢して乗車勤務を継続したため、高血圧性脳内出血を発症して死亡した場合（名古屋高裁1988.10.31日本運送事件判決参照）

- ② 高校教諭の被災労働者が午前9時ころ狭心症を発症し救急車で医療機関に運ばれたが、当日行われた身体検査の総括的な責任者であり、かつ、全生徒の身長と座高の、男子生徒の胸囲と体重の測定責任者であった上、保健部清掃係の責任者として遅れていた清掃用具の配布、締切りが迫っていた保健部の予算要求を迫られていたために、安静等にして適切な治療を必要として

いたにもかかわらず、翌日も、被災労働者が、安静を保つことが困難で、引き続き業務に従事しなければならない状況の下で業務に従事し、その結果、心筋梗塞が発症し死亡したのは、業務に内在する危険が具体化したものといえることができるから、相当因果関係が認められるというべきである（最高裁1996.1.23町田高校事件判決参照）

- ③ 連続して午後8時過ぎまで残業が続いていた製本会社に勤務していた断裁工が、くも膜下出血発症による死亡10日前頃に右目上の頭痛を訴え、死亡2日前にも頭痛等の身体的不調を訴えていたのに、発症日前日は午後9時迄残業しており、発症日である翌朝の時点では、直ちに安静を保ち、医療機関の診療を受ける必要があったにもかかわらず、繁忙期のおりから休暇を取得することができず、会社に出勤して断裁作業に従事していたところ、くも膜下出血を発症して死亡した場合（東京高裁2000.8.9永井製本事件判決参照）
- ④ 会社の工場の従業員食堂に調理師として勤務していた被災者の勤務は、工場の勤務が3交替制の勤務であり、朝食、昼食、夕食、夜食の1日4食を提供するため、早番、中番、遅番、夜勤の4種類に別れており、午後9時30分から翌朝午前6時までの夜勤勤務は、被災者を含む5人の男子従業員が1人ずつ輪番で行い、5週間に1回の頻度で5日または6日連続して行うものであったところ、被災者は、死亡3週間前頃から肺炎に罹患しており、受診した医師から休養・休業の指示を受けており、その治療には入院・自宅療養を含めて相当日数を要するものと考えられたが、夜勤交替のシステムは有名無実の状況にあり、死亡6日前の時点で翌日からの当番とされていた5日間の夜勤業務交替を申し出ることは困難な状況にあったため、連続5日間の夜勤業務に従事し、夜勤5日目の翌朝急性肺炎で死亡していた場合（大阪高裁2000.11.21森永製菓塚口工場事件判決参照）

別紙 「精神的緊張を伴う業務」（現行認定基準と同じ）